

## 旅行取引条件書（国内受注型企画旅行）

### 【国内受注型企画旅行】

※ご旅行をお申込み頂く前に、この旅行条件書を必ずご一読ください。旅行条件書は印刷又は保存の上、保管して頂けますようお願い致します。



### [1] 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

### [2] 受注型企画旅行契約

1.この旅行は、お客様の依頼を受けた株式会社ニコラトラベル（大阪府大阪市東住吉区西今川4-25-4 大阪府知事登録旅行業 第3-2938号、以下「当社」といいます）が、その依頼に応じて旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

2.旅行契約の内容・条件は、契約書面、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。当社約款は当社ホームページよりご覧になれます。

### [3] 旅行のお申込み

1.当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。  
企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することができます。

2.当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。

3.当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱わせていただく場合がございます。（ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります）

4.当社と通信契約を締結しようとするお客様は、本項2の規程にかかわらず、会員番号を通知しなければなりません。

旅行代金（おひとり）	お申込金（おひとり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前（※）
3万円未満	6,000円以上旅行代金まで	6,000円
旅行代金が3万円以上6万円未満	12,000円以上旅行代金まで	12,000円
旅行代金が6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで	20,000円
旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円以上旅行代金まで	30,000円
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

※ 次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として收受することがあります。

①当社が取引条件説明書面で申込金の使途を表示する場合、②お客様がクレジットカード支払いを選択した場合、③その他お客様が希望した場合

### [4] 団体・グループ契約

1.当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

2.契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

3.当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4.当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5.当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

### [5] お申込み条件

1.お申込み時点で20才未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点にて15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。さらに、20才未満同士のお申込み・参加につきましてはお断りする場合があります。

2.ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

3.ご高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合もあります。これに際して、お客様の状態および必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、または書面でそれらを申し出ていただくことがあります。また身体状況や運動機能など、当社専門スタッフと打ち合わせをし、同伴者（介助できる健常者）の同行などを願いする場合や、当社の【ニコ旅】添乗看護師・添乗介護士の同行、添乗看護・添乗介護サービスの利用を条件とさせて頂く場合や、コースの一部について内容を変更させて頂く場合があります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合または渡航先国へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただなかか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

4. お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
5. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとさせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
6. お客様のご都合による別行動はできません。ただし、コースにより別途条件（手配旅行契約）でお受けすることができます。また、お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、事前にその旨および復帰の有無、復帰の予定日時等について必ず当社の同行スタッフ（添乗看護師、添乗介護士、添乗員）にご連絡いただきます。
7. お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、捜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、捜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、捜索にかかる経費はお客様負担となります。
8. 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。

## [6] 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
1. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
  2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合とき。
  3. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  4. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。
  5. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。
  6. その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

## [7] 契約の成立時期

1. 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
2. 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
3. 当社は契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面（引受書等）を交付したときに成立します。
4. 通信契約は本項1.の規程にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

## [8] 契約書面の交付

1. 当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面はホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面記載するところによります。

## [9] 確定書面（最終旅行日程表）の交付

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した最終旅行日程表を交付します。
2. 本項1.の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、最終旅行日程表の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 最終旅行日程表を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

## [10] 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

1. 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までお支払い下さい。
2. 利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金（以下「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することができます。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのばって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
3. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

## [11] 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、燃油サーチャージ等、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません）
2. 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所/ただし旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
3. 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料・拝観料）
4. 旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料金（特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
5. 旅行日程に明示した食事料金及び税（機内食は除外《航空会社によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください》）および税・サービス料金
6. 航空機による手荷物の運搬料金  
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございまます。）
7. 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）  
但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

8. 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

9. 添乗看護師（添乗介護士）同行コースの看護師（介護職員）の同行費用

10. 上記1から9以外で、企画書面にその旨記載した料金（※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません）

## [12] 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

1. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）

2. 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項6における航空会社の定める手荷物の有料分

3. クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

4. お一人部屋を使用する場合の追加料金

5. 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）

6. ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金

7. 日本国内の空港施設使用料等

8. 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

9. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。

10. 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む）

11. 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等（ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ、パンフレットで明示したコースを除きます）

12. 特別な配慮・処置に要した費用

13. 任意の旅行傷害保険料

14. 傷病・疾病に関する医療費

15. 上記1.から14.以外で、企画書面にその旨記載した料金

## [13] 契約内容の変更

1. お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。

2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することができます。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## [14] 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前に当たる日より前にお客様に通知いたします。

2. 契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

3. 第14項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## [15] お客様の交替

当社と契約を締結したお客様は、お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する所定の金額の手数料をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の業務上の都合により、交替をお断りする場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

## [16] お客様による旅行契約の解除

### [1] 旅行開始前

(1)お客様から企画料金又は取消料をいただく場合（お客様の解除権）

1. お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

但し、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、企画書面記載の取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合には、当社は提携カードにより所定の伝票へのお客様の署名なく、企画料金又は取消料の支払いを受けます。なお、契約解除のお申し出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします）

2. 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によりお取消しの場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

3. 本項【1】の(1)の1.と2.により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から企画書面記載の企画料金又は取消料を差し引き、払い戻しをいたします。

国内旅行に係る取消料 ※貸切船舶を利用する場合は別途

旅行の解除日（変更日）	取消料（変更日）お一人
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目） 企画料金に相当する金額
	② 20日目にあたる日から8日前までの解除（日帰り旅行にあっては10日目） 旅行代金の20%
	③ 7日目にあたる日から2日前までの解除 旅行代金の30%
	④ 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
	⑤ 当日の解除（⑥を除く） 旅行代金の50%
	⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 旅行代金の100%

※お客様のご都合による日程変更、利用便の変更、宿泊施設の変更、オプショナルプランの変更・取消についても上記取消料が適用となります。

※上記%は旅行代金に対する率です。

※解除日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出頂いた時を基準とします。

※貸切船舶を利用する場合は、当該船舶の取消料の規定によります。

(2)お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合（お客様の解除権）

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

1. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が以下に例示するような重要な変更その他の重要なものである場合に限ります。

- a. 契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更
- b. 契約書面に記載した 入場する観光地、観光施設（レストランを含みます）、その他の旅行の目的地の変更
- c. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります）
- d. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更
- e. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更
- g. 契約書面に記載した宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

2. 旅行代金が増額改定されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます）

3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

4. 当社がお客様に対し、期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。

5. 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

【2】旅行開始後

(1)お客様の解除・払い戻し

1.お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

2.お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、上記【1】の(1)の規程にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

3.当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

[17] 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1.お客様より企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

2.当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。

- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在などの第5項の5.に記載した事由を含むその他の事由により旅行の継続に耐えられない認められるとき。
- c. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e. スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行行程 従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- g. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。
- h. お客様が第6項の3から5に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

(1)当社の解除・払い戻し

1.当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することができます。この場合、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻し致します。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在などの第5項の5.に記載した事由を含むその他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になつたとき。
  - d. お客様が第6項の3から5に該当することが判明したとき。
2. 本項【2】の(1)の1.a、cの規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。
3. 当社が本項【2】の(1)の1.の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## [18] 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- 1. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 2. 本項1.の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- 3. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## [19] 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## [20] 添乗員等の業務

- 1. 添乗員の同行の有無は契約書面に明示いたします。
- 2. 添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。
- 3. 添乗員が同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身にて行っていただきます。
- 4. 現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

## [21] 当社の責任

- 1. 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。(但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときには限りません)
- 2. 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に代わって手配をする者（現地手配会社）をいいます。
- 3. 当社の責任の範囲は、当社または上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- 4. 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお薦めします。
- 5. お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合には、当社は本項1.の責任を負いません。ただし、当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません
  - a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - c. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
  - d. 自由行動中の事故
  - e. 食中毒
  - f. 盗難・詐欺等の犯罪行為
  - g. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
  - h. 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
  - i. その他、当社の関与し得ない事由
- 6. 手荷物について生じた本項1.の損害につきましては、本項1.の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申出があった場合に限り旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。（当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます）

## [22] 特別補償

- 1. 当社は前項（当社の責任）が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったとき、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償いたしません。  
※ 事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。  
当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
  - a. 死亡補償金：国内旅行1,500万円
  - b. 入院見舞金：国内旅行（入院日数により）2～20万円  
　　通院見舞金：国内旅行（3日以上の通院日数により）1～5万円  
　※入院見舞金または通院見舞金としていづれか高い方の金額
  - c. 携行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度  
　（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

2. お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1.の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

3. 当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

4. 当社が、本項1.に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

### [23] 旅程保証

(1)旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当社に第21項1.の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

1. 当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
- ② 戦乱 ③ 暴動 ④ 官公署の命令
- ⑤ 欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

2. 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。

3. 第13項および第16項、第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(2)当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第21項1.の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更保証金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1] 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
[2] 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その旅行の目的地の変更	1.0	2.0
[3] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
[4] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
[5] 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
[6] 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
[7] 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
[8] 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2. 最終旅行日程表（確定書面）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3. [3]又は[4]に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4. [4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5. [4]又は[7]若しくは[8]に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取り扱います。

### [24] オプショナルツアー

1. 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して実施する小旅行（以下「オプショナルツアー」といいます。）のうち、当社が企画・実施するオプショナルツアーに対する第22項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

2. 当社以外の者が企画・実施するオプショナルツアーに参加された場合、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

### [25] お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。

2. お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3. お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申出なければなりません。

4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## [26] 旅券・査証について

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。なお、当社以外の業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかる契約の当事者は当該取扱業者となります。

## [27] 保健衛生について

渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ (<http://www.forth.go.jp/>) でご確認ください。

## [28] 海外危険情報について

1. 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。

外務省「外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）TEL（代表）03-358 0-33 11（内線：2902, 2903）でもご確認ください。

2. 旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に外務省より「海外危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な処置がとられる判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、または日程を変更する場合があります。

3. 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。  
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

## [29] お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することができます。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様自身の責任で行ってください。ワントン税又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## [30] 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

## [31] 燃油サーチャージについて

1. 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払ください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

2. 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。

3. お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

## [32] その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

2. 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。

3. 本項2.の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

4. 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、最終旅行日程表に記載している出発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。ただし企画書面にて別途、旅程を管理する義務を負う範囲を定めた場合は、この限りではありません。

5. お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

6. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

7. 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受けた予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第21項1.並びに第23項1.の責任を負いません。

## [33] 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金の基準は契約書面に基準日として明示した日となります。この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご覧ください。

### 企画・実施 株式会社ニコラトラベル【ニコ旅】

〒546-0042 大阪府大阪市東住吉区西今川4-25-4

TEL : 06-6123-7720

大阪府知事登録旅行業 第3-2938号

一般社団法人 全国旅行業協会会員

総合旅行業務取扱管理者：柳崎 杜和

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。